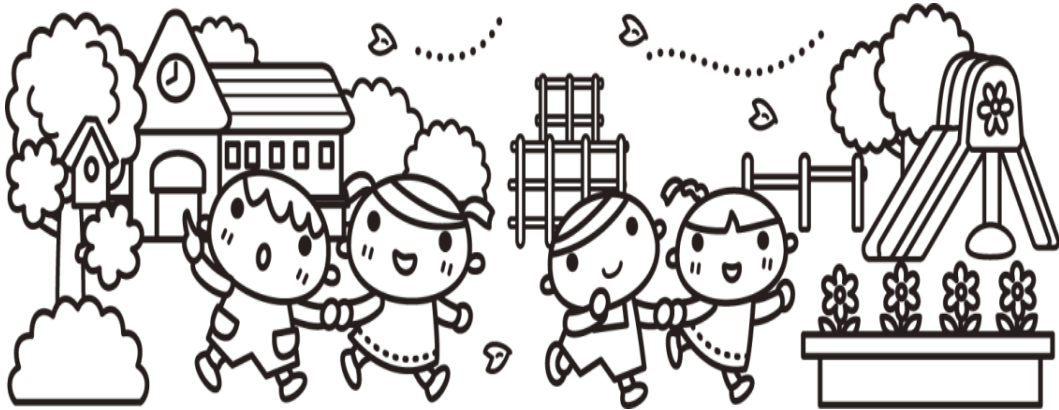


令和5年度

保育施設入所(入園)案内

受付期間 令和4年11月1日(火)～11月30日(水)

[令和5年4月1日付(以降)入所(入園)申込]



＜ 申し込み手続等のお問い合わせ先 ＞

子ども未来課子育て支援班	亘理町字悠里1	0223-34-1225
亘理保育所	亘理町字中町東190-1	0223-34-1512
鹿島保育所	亘理町逢隈鹿島字吹田34-2	0223-34-2900
吉田保育所	亘理町長瀬字南原193-967	0223-35-7099
荒浜保育所	亘理町荒浜字隈瀧54-4	0223-36-7784
逢隈保育園	亘理町逢隈田沢字鈴木堀6-1	0223-34-1725
亘理カトリック保育園	亘理町字新町18-7	0223-32-0856
クロワール保育園わたり	亘理町字東郷109	0223-36-8166
保育園フレンド	亘理町逢隈牛袋字南谷地添11-2	0223-34-1790
ゆうき保育園	亘理町逢隈上郡字上96	0223-35-7531
くまさん保育園逢隈	亘理町逢隈牛袋字館内1-1	0223-23-0312
ペンギンナーサリースクールわたり	亘理町字五日町39	0223-29-4310
家庭保育よちよち	亘理町字中町1-4 メソンスズキ104	0223-29-4193
わたり家庭保育園いちごっこ	亘理町字亀井戸58	0223-35-7727
認定子ども園くまさん子ども園	亘理町逢隈牛袋字館内2-1	0223-23-0312

※令和5年度新設のくまさん子ども園については9ページの＜くまさん子ども園保育所部分の利用を希望される方へ＞をよく読んでご理解いただいた上でお申し込みください。

※この案内はお子さんが入所した後も大切に保管してください。

【保育施設とは】

保護者が就労や、病気にかかっているなどの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）お子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。そのため集団生活を経験させたいといった理由だけで入所することはできません。

○障害児保育について

保育の必要性の認定を受け、おおむね4歳以上で集団保育が可能な中程度までの障がいを持つお子さんの受け入れを行っています。

障がいのあるお子さんや発達に偏りのあるお子さんについては、障害児保育指導委員会において、集団生活の可能性や加配保育士等の必要性を、医師や保育・教育の専門職等が検討し保育所で受け入れ可能かを総合的に判断します。

また、お子さんの状況や保育士の配置等により、利用時間を個別相談させていただく場合があります。そのため、保育所の申し込みと合わせて子ども未来課子育て支援班へご相談ください（早めのご相談をお願いします）。

【入所申し込みするには】

保育施設に入所するためには、巨理町に住民登録していて、保育の必要性の認定（支給認定）を受けることが必要です。

※今後巨理町に転入する予定の方は15ページの『よくある質問』をお読みください。

保育の必要性の事由について

保護者が次の事由に該当する場合は、保育施設等の申込みが可能です。

保育の必要性の事由	
①就労	・月64時間以上の労働(自営業、夜間勤務、内職等を含む) ※現在育児休業中の場合は、入所後2か月以内に復帰する場合のみ対象となります。
②妊娠・出産	・妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合 ※出産予定日の2か月前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末までの必要な期間
③保護者の疾病・障がい	・入院、通院、自宅療養、障がいなどで保育が困難の場合
④介護・看護	・同居または長期入院等している親族を常に介護・看護
⑤災害復旧	・火災、風水害、震災等の災害に遭い、自己の家屋や生業等の復旧に当たっている場合
⑥求職活動	・起業準備含む ※入所後2か月以内に就労できない場合はその時点で退所となります。
⑦就学	・月64時間以上の就学 (学生、職業訓練などのうち通学を要するもの)
⑧虐待やDVのおそれがあるもの	
⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類するものとして町長が認める状態にあるもの	

支給認定の種類

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、保育施設等を利用するには2号認定または3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	利用できる主な施設等
1号認定	満3歳以上で幼稚園での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する場合	保育所(園) 小規模保育施設 家庭的保育施設 認定こども園(保育所部分)

※1号認定を希望の方は希望の幼稚園等に直接お申し込みください。

※3号認定を受けた方で満3歳に達したときは、町が2号認定に変更しますので、手続き不要です。

※支給認定証の発送については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、入所内定通知または保留通知と同時期にお送りします。

保育時間の区分について

2号・3号認定を受けた後は、各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等を考慮し、利用可能な保育時間を決定します。

保育時間の区分には「保育標準時間認定(最大で11時間)」と「保育短時間認定(最大で8時間)」の2種類があり、これらの時間帯の中で就労状況等に応じて利用することが基本となります。

<保育標準時間例>

7:00~18:00 保育標準時間最大11 時間	18:00~ 19:00 延長保育 (有料)
-----------------------------	---------------------------------

<保育短時間例>

7:00~8:30 延長保育(有料)	8:30~16:30 保育短時間最大8 時間	16:30~ 18:00 延長保育 (有料)	18:00~ 19:00 延長保育 (有料)
-----------------------	---------------------------	---------------------------------	---------------------------------

※保育施設の開設時間は施設によって異なります。詳細は11ページをご覧ください。

※保育を必要とする事由等が父母でそれぞれ異なる場合、保育上限時間は低い方に合わせます。

※延長保育については14ページをご覧ください。

【申し込みから入所までの流れ】

入所申込書類
配布開始
10月21日(金)から

- ・ 申込書類は子ども未来課または各施設で配布します。
- ・ ホームページからの印刷も可能です。

申込受付
11月1日(火)から
11月30日(水)まで

- ・ すべての書類が揃ったもののみ受け付けます。
- ・ 就労証明書などの書類は発行に時間がかかる場合があります。お早めにご準備ください。
- ・ 締切日の直前は非常に混み合いますので、余裕をもってお申し込みください。
- ・ 12月1日以降の受付分は、11月中の受付分で保育施設の受け入れ定員に余裕がある場合のみ選考の対象となります。例年、11月中の申込者の選考で入所保留者が発生している状況ですので期間内のお申し込みをお願いいたします。

認定審査・入所判定・
選考
12月上旬～1月中旬

- ・ 「保育施設入所判定委員会」を開催します。書類審査や面接（必要に応じて）のうえ、家庭状況を指数化し、指数の高いお子さんから優先的に保育施設の定員数に応じて入所を調整します。

支給認定証の発行
および
入所調整結果の通知
2月上旬

○入所内定した方

- ・ 入所内定通知書と入所説明会等の案内を同封しますので、必ず出席してください。また、施設で個人面談等を行う場合は、施設の指定日時にご協力ください。
- ・ 諸事情により入所できなくなった場合は、速やかに子ども未来課へ電話連絡のうえ、入所申込取下げ願を提出してください。

○入所保留となった方

- ・ 入所保留通知書を送付いたします。申請内容は令和6年3月31日まで有効となり、その期間に保育所等へ入所できる見込みとなった場合は、子ども未来課から申込者（保護者）へ連絡のうえ入所のご意向を伺います。

入所説明会・面談
2月中旬から下旬

- ・ 入所後、入所承諾書と保育料決定通知書を郵送または施設を通して配布します。
- ・ 新規入所のお子さんは入園式の後、導入保育を経て通常保育となります。入園式の日程は施設により異なります。

入所・
保育料決定

【申し込みについて】

新規申し込み児童の場合(4月入所希望)

- 必要な書類をすべて揃え、子ども未来課に提出してください。

受付期間	令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)
受付場所	子ども未来課窓口

※受付の際に、書類をもとに家庭状況やお子様の状況などの聞き取り調査を行いますので、時間に余裕をもって保護者の方がお越しください。

※12月以降の申し込みも随時受け付けておりますが、例年11月中の申込者の選考で入所保留者が発生している状況ですので、期間内のお申し込みをお願いいたします。

新規申し込み児童の場合(年度途中入所希望)

- 5月以降入所希望の方も上記期間(11月中)に申し込みが必要となります。
- 施設によっては5月以降入所の定員が限られております。以下の表を参考にしてください。

〈参考 0歳児クラス募集人数〉

施設名	令和5年度募集人数	5月以降入所枠	施設名	令和5年度募集人数	5月以降入所枠
巨理保育所	9名以内	制限なし	幼保連携型認定こども園 くまさんこども園	6名以内	2名以内
鹿島保育所	6名以内		保育園フレンド	6名以内	2名以内
吉田保育所	5名以内		ゆうき保育園	6名以内	1名以内
荒浜保育所	3名以内		くまさん保育園	6名以内	2名以内
逢隈保育園	9名以内	3名以内	ペンギンナーサリー スクールわたり	5名以内	1名以内
カトリック保育園	6名以内	2名以内	家庭保育よちよち	1名以内	—
クロワール保育園	6名以内	2名以内	わたり家庭保育園 いちごっこ	1名以内	—

※申込者数や各施設の受入体制の関係により記載内容が変更となる場合があります。

〇育児休業を延長するために入所申し込みをする場合

- 入所申込時点で育児休業の延長を希望される方は、申込に必要な書類「支給認定書兼現況届」の裏面、「育児休業の延長」の項目において、希望する(入所保留を希望)にチェックを入れてください。
- 入所調整における優先度、選考順位が下がり、入所保留となります。ただし申し込み状況によっては内定となることがあります。
- 後日入所保留通知を送付いたしますので、育児休業延長の手続きを行ってください。(育児休業給付金の申請につきましては、勤務先またはハローワークにお問合わせください。)
- 育児休業の延長希望で申し込んだ後、状況が変わり入所を希望する場合は、子ども未来課子育て支援班までご連絡ください。

継続児童の場合(転園希望を含む)

- 必要な書類をすべて揃え、**令和4年11月30日(水)までに**現在ご利用中の施設に提出してください。転園希望の方もご利用中の施設に提出してください。

在籍施設	提出方法
公立保育所	申込書類を封筒に入れ、 封をしないで提出 してください。 (保育所の職員が書類を確認のうえ受付します)
私立保育園等	申込書類を封筒に入れ、 必ず封をして提出 してください。 (施設では開封・書類の確認はいたしませんので書類の不備がないようお願いします)

※申込書提出の際に書類の記載漏れ、添付書類の不備等がないかご確認願います。申込書は添付書類等すべて揃っているもののみ受け付けます。

※審査事務等は、巨理町子ども未来課で行います。

※保育料・給食材料費の未納がある場合は、申込時まで必ず完納してください。

〇下のお子さんの育児休業に伴う、上のお子さんの在籍について(参考)

※令和5年度クラス

4・5歳児クラス	小学校への就学を控え、集団生活が大切な時期であるため、育児休業期間に関わらず継続入所することができます。
3歳児クラス以下	育児休業の対象となる下のお子さんの満1歳の誕生日の前日までは、上のお子さんは継続入所可能です。下のお子さんが満1歳を過ぎても復職しない場合は、誕生日の属する月の月末を以って退所となりますのでご留意ください。 ただし、下のお子さんが入所保留となり育児休業を延長しなければならない場合は、上のお子さんはその年の年度末まで入所継続が可能です。

【提出書類の内容に変更があったら】

- 勤務状況の変更や、提出書類の内容(住所・入所希望施設・家族構成などの家庭状況等)に変更があった場合は、施設または子ども未来課へご連絡ください。就労証明書や変更届の提出が必要になります。
- 利用調整後、申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、内定が取り消しとなることがあります。
- 入所を辞退する場合はなるべく早く子ども未来課へ連絡の上、「保育施設入所申込書取下げ願」を提出してください。

【申し込みに必要な書類】 ※各種様式は町ホームページからもダウンロード可能です。

※お子様2人以上の申請をする場合は、1・2以外の書類はコピーしたもので構いません。

※入所児童の父母は必ず保育の必要性を確認する書類が必要です。65歳未満の祖父母と同居（世帯分離含む）している場合も書類が必要です。（提出できない場合は優先度が下がります。）

	書類名	提出が必要な方・注意する点	兄弟分コピー 注1	
保育の必要性を確認する書類	1	支給認定申請書兼現況届	・全員記入 ※申し込まれるお子様1人に対し1枚ずつ提出してください。	×
	2	入所申込書		
	3	就労証明書	・会社勤めの方（就労内定・内職を含む） ・自営業(法人)の方 ※就労先に証明書の発行を依頼してください。 ※証明書の発行までに時間がかかる場合があります。町ホームページから様式のダウンロードができますのでご活用ください。	○
	4	事業状況申告書(自営・農業用)	・自営業(農業・個人事業主等)の方 ※事業内容について記入してください。	○
	5	求職活動状況申立書	・求職活動状況が確認できる書類を添付していただきます。詳細は求職活動状況申立書をご覧ください。	○
	6	申立書	・家庭内の親族を常に介護しているため保育ができない方 ・その他どうしてもお子さんの保育ができない方	○
	7	母子健康手帳の写し ※出産予定日記載ページのコピー	・現在妊娠中のお子さんを令和4年度中に入所させたい場合	○
	8	診断書・障害者手帳等・介護保険証の写し	・疾病、障がい、介護、看護のために保育が必要な方 ※申立書をあわせて提出してください。 ・障害者手帳等、特別児童扶養手当受給者証を所持している世帯は保育料が軽減となる場合があります。	○
	9	在学証明もしくは学生手帳の写し	・保護者が在学中の方 ※カリキュラムや受講予定が分かる資料も併せて添付してください。	○
保育料算定に必要な書類	10	マイナンバー記入用紙 ※新規児童のみ	・身分証明等の写しや個人番号確認書類の写しも併せて提出していただきます。詳細はマイナンバー記入用紙をご覧ください。	○
	11	多子軽減適用に係る届出書 ※該当者が少ないため、申し出があった方にのみ配布	・保育料軽減の算定に必要な書類です。 ※保護者と別の住所地に居住している兄弟がいる場合に提出してください。 ※例「兄が県外の学校へ在籍していて学校の寮で暮らしている」など。	○

※就労証明書等の「保育の必要性を確認する書類」は入所後も定期的に提出をお願いしますのでご理解願います。

【利用保育施設等の入所調整における優先基準】

保育施設の入所申込者数は毎年定員を超えており、すべての方が希望どおり入所できるとは限りません。定員を超える申し込みがあった場合は、入所児童の父母および65歳未満の同居（※1）の祖父母の状況等を下記の実施調査基準に基づいて指数化し、指数の高いお子さんから優先的に利用保育施設等を決定できるよう調整します。

また、第一基準と第二基準の合計が同点となった場合は、第三基準を適用して該当指数の高い世帯の判定を行います。

一般的には、核家族で共働きまたはひとり親家庭で勤務時間の長い方が最も優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職活動中の方は優先度が低くなります。加えて経済的な状況、保育支援状況、家族の病気や障がいなど、総合的・客観的に保育の必要性の状況を考慮のうえ審査します。

※1 祖父母が同一住所・敷地内に住んでいる場合は世帯分離をしていても同居とみなします。

保育の実施調査基準

第一基準

類型	保護者の状況			父指数	母指数	祖父指数	祖母指数	
1	家庭外労働	外勤 自営	就労日数/月	20日以上	10	10	5	5
				19日～16日	8	8	4	4
				15日～11日	6	6	3	3
				10日以下	4	4	2	2
		就労時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	10	10	5	5	
			7時間	9	9	5	5	
			6～5時間	8	8	4	4	
			4～3時間	6	6	3	3	
2	家庭内労働	内職	就労日数/月	20日以上	9	9	4	4
				19日～16日	7	7	3	3
				15日～11日	5	5	2	2
				10日以下	3	3	1	1
		就労時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	8	8	4	4	
			7時間	7	7	4	4	
			6～5時間	6	6	3	3	
			4～3時間	4	4	2	2	
3	家庭内労働	自営	就労日数/月	20日以上	10	10	5	5
				19日～16日	8	8	4	4
				15日～11日	6	6	3	3
				10日以下	4	4	2	2
		就労時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	9	9	4	4	
			7時間	8	8	4	4	
			6～5時間	7	7	3	3	
			4～3時間	5	5	2	2	
2時間以下	2時間以下	3	3	1	1			
	2時間以下	3	3	1	1			
	2時間以下	3	3	1	1			
	2時間以下	3	3	1	1			
4	求職活動	求職活動(起業準備)中である	10	10	5	5		

5	就学	就学日数/月	20日以上	10	10	5	5	
			19日～16日	8	8	4	4	
			15日～11日	6	6	3	3	
			10日以下	4	4	2	2	
		就学時間/日 (※四捨五入)	8時間以上	10	10	5	5	
			7時間	9	9	5	5	
			6～5時間	8	8	4	4	
			4～3時間	6	6	3	3	
2時間以下	4	4	2	2				
6	疾病等 (1カ月以上)	居宅内	入院中	20	20	10	10	
			療養	常時病臥	20	20	10	10
				精神・伝染病	18	18	9	9
				一般療養(安静・通院加療を要する状態)	16	16	7	7
			心身障害 要介護等	1・2級 A 要支援1・2 要介護1～5	20	20	10	10
				3級 B	18	18	9	9
4級以下	16	16		8	8			
7	病人の看護・介護	入院看護等	20日以上	20	20	10	10	
			19日～16日	18	18	9	9	
			15日～11日	16	16	8	8	
			10日以下	10	10	7	7	
		居宅内	二杉園児付添	20	20	10	10	
			重度障害者等の全介護(1・2級 A 要介護3～5) 上記以外の日常生活の介護・通院等の付き添い	20	20	10	10	
8	出産予定(出産月の2ヶ月前後)				15			
9	父親(母親)がいない(死亡、離婚(調定中)、行方不明、拘禁等)			20	20			
10	同居している祖父(祖母)がいない又は65歳以上					10	10	

第二基準

その他の状況	指数
家庭の災害	20
世帯の特殊事情(生活保護世帯)	20
育児休業取得のため退所した児童の再入所	15
兄弟が既に入所している保育所等の利用を希望する場合(卒園予定の乳幼児を除く)	2
在宅保育児有り(障害児を除く)	-4
祖父母と同居しておらず、かつ保育協力者がいない	5
虐待やDVの恐れがあり、要保護児童対策部会等で保護が必要であると判定された児童	20
町内地域型保育施設卒園による入所	20
ひとり親家庭(祖父母同居も含む)	10
町内児童福祉施設等において保育士(資格あり)及び放課後児童支援員として週5日以上かつ1日6時間以上勤務する者の子ども	20
町外児童福祉施設等において保育士(資格あり)として週5日以上かつ1日6時間以上勤務する者の子ども	10
申込締切日現在、正当な理由なく保育料滞納(卒園児含む)がある世帯	-10
育児休業の延長を希望する場合	-20

第三基準

同一指数の場合の追加基準項目	指数
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	2
兄弟が既に入所している(卒園予定の乳幼児を除く)	1
兄弟同時入所申請	1
申請児童が障害児(障害児保育指導委員会等で集団保育が必要とされた児童)	1
保育料算定年度における市町村民税が非課税世帯	1

備考

- ・父、母、祖父、祖母それぞれの第一基準の指数を合算の上、第二基準の指数を加えたものが当該世帯の指数となります。
- ・指数が同点の場合は、第三基準を適用して、該当指数の高い世帯を優先します。
ただし第三基準の指数の合計が同数の場合は、その他世帯の状況から総合的に判断します。
- ・第一基準指数の上限は、父母が各20点、祖父母が各10点となります。
- ・第一基準においてひとりの保護者が複数の類型に該当する場合は、一番高い指数の類型を適用します。
- ・同居の祖父母とは同一住所・敷地内に住んでいるものを指します。(世帯分離についても同様となります)
- ・提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合、「教育・保育給付認定」「利用内定」、「入所承諾」、「利用者負担額(保育料)」の決定を取り消します。

【施設案内】

全施設数・・・14施設

- 幼保連携型認定こども園・・・1施設
- 認可保育所・・・7施設（公立4、私立3）
- 地域型保育施設・・・6施設
 （小規模保育施設（私立4）
 家庭的保育施設（私立2））



幼保連携型認定こども園 保育所部分（生後6か月～5歳児）

施設名	所在地	電話番号	受入人数
幼保連携型認定こども園 くまさんこども園 保育所部分	巨理町逢隈牛袋字館内2-1	23-0312（仮） ※くまさん保育園逢隈の 電話番号です	78人

※令和5年度開園予定

▷ 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。認定こども園の幼稚園部分は利用できる家庭に制限はありませんが、保育所部分の利用は保育所と同様に家庭保育ができない場合に利用できます。

	対象	認定区分	申請方法
幼稚園部分	満3歳児～5歳児	1号認定	園へ直接申込み
保育所部分	生後6か月～5歳児	2号・3号認定	子ども未来課へ申込み

くまさんこども園
の概要はこちらを
ご覧ください



《くまさんこども園保育所部分の利用を希望される方へ》

◎現在施設を建設中で、年度内完成に向け全力で取り組んでまいりますが、万一、工事が遅れますと4月に開園できない場合もあります。第一希望で申し込まれる方は、ご理解の上お申し込みください。

◎子ども未来課では保育所部分のみの受付となります。幼稚園部分の入園を希望される方は『くまさんこども園』へ直接お申し込みください。

※保育所部分への入所を希望されていて利用待機になった場合、幼稚園部分へ自動的に願書を行き移すことはありませんのでご注意ください。

認可保育所（生後6か月～5歳児）

	施設名	所在地	電話番号	受入人数
公立	巨理保育所	巨理町字中町東190-1	34-1512	120人
	鹿島保育所	巨理町逢隈鹿島字吹田34-2	34-2900	110人
	吉田保育所	巨理町長瀬字南原193-967	35-7099	70人
	荒浜保育所	巨理町荒浜字隈湯54-4	36-7784	60人
私立	逢隈保育園	巨理町逢隈田沢字鈴木堀6-1	34-1725	90人
	巨理カトリック保育園	巨理町字新町18-7	32-0856	60人
	クロワール保育園わたり	巨理町字東郷109	36-8166	80人

地域型保育施設

○小規模保育施設（生後6か月～2歳児）

▷定員6人から19人の少人数制の保育施設です。

	施設名	所在地	電話番号	受入人数
私立	保育園フレンド	巨理町逢隈牛袋字南谷地添11-2	34-1790	19人
	ゆうき保育園	巨理町逢隈上郡字上96	35-7531	19人
	くまさん保育園逢隈	巨理町逢隈牛袋字館内1-1	23-0312	19人
	ペンギンナーサリースクールわたり	巨理町字五日町39	29-4310	19人

○家庭的保育施設（生後8か月～2歳児）

▷家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者（保育ママ）による保育を行います。
定員は5人なので、家庭的な雰囲気の中で少人数の保育を行います。

	施設名	所在地	電話番号	受入人数
私立	家庭保育よちよち	巨理町字中町1-4 メゾンスズキ104	29-4193	5人
	わたり家庭保育園いちごっこ	巨理町字亀井戸58	35-7727	5人

●小規模保育施設や家庭的保育施設を卒園した後

卒園後は保育所または認定こども園保育所部分への入所の優先度が高くなりますが、保育所の空き状況によっては入所できない場合もあります。

【開所時間】

	保育標準時間		保育短時間	
	保育時間	延長保育時間	保育時間	延長保育時間
認可保育所 小規模保育施設 認定こども園 (保育所部分)	【月～金】 7:00～18:00	【月～金】 18:00～ 19:00	【月～金】 8:30～16:30	【月～金】 7:00～8:30 16:30～19:00
	【土】 7:00～18:00	【土】 なし	【土】 8:30～16:30	【土】 7:00～8:30 16:30～18:00
家庭的保育施設 ※土曜保育は行っ ておりません	【月～金】 8:00～17:30	【月～金】 なし	【月～金】 8:30～16:30	【月～金】 8:00～8:30 16:30～17:30

※利用時間は上記のとおりですが、保護者の勤務時間や家庭の状況によって、保育時間は異なります。

【クラス編成について】

クラス編成は各保育施設で決定します。年齢別とは限らず、異年齢混合クラスの場合もあります。

【導入保育について】

保育施設は集団生活の場です。新たに集団生活に入るお子さんにとって生活環境の変化は、身体的、精神的に大きく影響を受ける場合もあります。そのため、新しく入所されたお子さんは以下の日程で導入保育を行い、少しずつ保育時間を延ばしてその後通常保育に移行します。勤務の都合があるかと思いますが、大事な時期ですので皆様のご協力をお願いします。

入所のつどい（入園式）の翌日から3日間	午前9時から午前10時30分まで
さらに3日間	午前9時から午前12時まで
さらに3日間	午前9時から午後3時30分まで

- ・上記の日程は、土曜日を除きます。
- ・通常保育となるまでの期間は、個人差がありますので、それぞれのお子さんによって異なります。
- ・保育施設では保護者と相談しながら、お子さんに合った導入保育を進めていきますのでご協力をお願いします。

※入所申込書内「保育の実施を希望する期間」は、導入保育も含めた期間を記入してください。

【保育料について（0歳児クラスから2歳児クラス）】

保育施設に入所後は、毎月保育料を納入していただきます。この保育料は保育施設での運営の費用の一部に充てられるもので、入所児童の父母および同居（住民票上の世帯分離者含む）の祖父母等（家計の主宰者である場合）の前年分の所得に対する市町村民税額により決定されます。また、離婚調停中で別居している配偶者も算定対象となります。

※年度途中で誕生日を迎え3歳となるお子さんは2歳児クラス在籍となるため、無償化制度の対象外となります。

巨理町保育料料金表（月額）（単位：円）

階層区分	区 分		3号認定		多 子 軽 減
			3歳未満児		
			保 育 標準時間	保 育 短時間	
1	生活保護世帯		0	0	
2	町民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
		その他	0	0	
3	町民税均等 割のみ課税 世帯	ひとり親世帯等	5,850	5,750	①
		その他	12,700	12,500	②
4	町民税所得 割額 課税世帯	48,600円未満			
		ひとり親世帯等	7,550	7,450	①
		その他	16,100	15,900	②
5		57,700円未満			
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	①
6		77,101円未満			
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	①
7		97,000円未満	26,000	25,600	③
8		135,900円未満	30,000	29,500	
9		169,000円未満	35,000	34,500	
10		301,000円未満	41,000	40,400	
11		397,000円未満	46,000	45,300	
12		397,000円以上	46,000	45,300	

多子軽減制度
同一世帯に2人以上のお子さん
がいる場合の保育料は①～③の
とおりとなります。

①保護者と生計を一にしている
お子さんであれば、年齢問わず
第2子目以降のお子さんの保育料
は無料となります。

②保護者と生計を一にしている
お子さんであれば、年齢問わず
第2子目は半額、第3子目以降は
無料となります。

③保育所・幼稚園等に通ってい
るお子さん(未就学児)から数えて
第2子目は半額、第3子目以降は
無料となります。

① 住宅借入金等特別控除などの税額控除前の税額が適用になります。

② 保育料は出席日数にかかわらず在籍していれば月額を納めていただきます。導入保育期間中など1日お預かりしていない日があっても同様です。ただし、月途中の入所退所の場合は保育料を日割計算します。

【幼児教育・保育無償化制度について(3～5歳児クラス)】

幼児教育・保育の無償化が実施されているため、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの保育料は無償となります。

○無償化対象外経費

- ・給食材料費
- ・延長保育料
- ・行事費
- ・その他保育所で実費徴収している経費

○給食材料費について

食事にかかる材料費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用ですので、保護者の皆様のご負担となります。

ただし、保護者の負担軽減を図るため、年収360万円未満相当世帯については、副食費が免除となります。(該当する方には保育料決定通知と同時期に個別に通知いたします。)

保育所の給食材料費は、主食費(ごはん代)と副食費(おかず・おやつ・牛乳代等)に分けられ、それぞれ徴収方法が異なります。

主食費 ⇒ ごはん持参 または 実費徴収(施設により異なります。)

副食費 ⇒ 月額4,500円を徴収(公立・私立共通)

※ アレルギー児童への除去食などを個別に徴収することはありません。

※ 長期欠席や土曜日を恒常的に利用しない場合の減額はありません。

※ 月途中入退所の場合は保育料と同様に日割計算を行います。

※ 費用負担(お支払い)は所属している保育所へ納入となります。

【保育料の切り替え時期について】

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

- ・ 4月から8月分保育料 → 令和4年度町民税額(令和3年中所得)で算定
- ・ 9月から3月分保育料 → 令和5年度町民税額(令和4年中所得)で算定

※税の申告をしていない方は、必ず申告をしてください。なお、保育料の算定までに申告がなされない場合は、保育料の最高階層を適用しますのでご注意ください。

※保育料の未納が続いた場合は、勤務先への照会など、法に基づき滞納処分を行うことがありますので、保育料の納付が困難になった場合はお早めに子ども未来課子育て支援班へご相談ください。

【延長保育料について】

延長保育は、保護者が就労などで、支給認定（保育標準時間・保育短時間）を受けた保育時間を超えてお子さんを預けなければならない場合に利用できます。

延長保育は月単位での申請となり、利用する月の前月に入所施設へ申請してください。

なお、延長保育料は次のとおりです。

保育時間認定	延長利用時間	延長保育料
保育短時間	午前7時から午前8時30分まで及び 午後4時30分から午後6時まで	1,000円
保育標準時間・保育短時間	午後6時から午後7時まで	2,000円

- 保育短時間の方が午後4時30分から午後7時まで延長保育を利用された場合、延長保育料は3,000円となります。
- 地域型保育施設（小規模保育・家庭的保育）の延長保育料は各施設で設定されます。
- 延長保育料は申請に基づき月単位でいただきます。（1日も利用しなかった場合でも料金が発生します）
- 申請途中で延長保育の取り消しがあっても延長保育料はかかります。
（さかのぼっての取り消しはできませんので前の月までに取り消しを申し出てください）

【入所（園）に際し提出いただく書類】

○保育所の運営に関する重要事項説明についての同意書

子ども・子育て支援制度では、保育所（園）の運営方針（保育方針）や保育時間など皆様が利用するにあたって重要な事項を説明し、保護者の同意を得たうえで保育を行うこととされています。入所の際は「入所案内（本誌）」のほか、各施設の入所説明会で配布する「入所（園）のしおり」の内容に同意し、施設長あてに「保育所の運営に関する重要事項説明についての同意書」をご提出いただきます。

なお、同意書の提出がない場合、お子さんをお預かりすることができませんので、資料の内容を確認のうえ期限までに提出してください。

○保育料納付に関する誓約書

巨理町では、入所の際保育料に関する「誓約書」を提出いただいております。これは納期限内の納付に努めていただくようお願いするものです。

保育料の納入は、公立・私立の保育所は巨理町に、認定こども園及び地域型保育施設は各施設へ納めていただきます。

納入方法は、口座振替方式（金融機関に口座振替の手続きを行い、自動引落で納める方式）になります。（認定こども園及び地域型保育施設は、直接施設に納めることとなりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。）

※同意書・誓約書の提出方法については、施設の入所説明会でご案内します。

【よくあるご質問】

☆入所申込等について

- Q. 私は現在仕事を探していますが、保育施設に申し込みできますか。
- A. 仕事を探している方（求職中）でも申し込みは可能です。
ただし、施設に入所してから2か月以内に就労できなかった場合はその時点で退所していただきます。
- Q. 現在育児休業中ですが保育施設には入所できますか。
- A. 入所後2か月以内に復職する場合のみ、対象となります。
- Q. 保育施設入所の決定は先着順ですか。
- A. 先着順ではありません。保育の必要性の事由に該当する程度の高い方から優先的に入所を決定します。
ただし、11月30日までに申し込んだ方の審査・決定を優先します。12月1日以降に申し込まれた場合は、その後の審査となりますので、忘れず期間内に申し込んでください
- Q. 現在、巨理町外に住んでいますが、来年4月以降に巨理町に引越し（転入）する予定です。保育施設の申し込みは可能ですか。
- A. 令和5年度中（令和5年4月から令和6年3月）に巨理町に引越しの予定があれば申し込み可能です。
ただし、実際の入所は巨理町に転入（実際に巨理町で生活し、かつ住民票を巨理町に登録すること）してからとなります。支給認定証についても転入確定後の交付となります。
なお、転入予定時期が遅れる場合は必ず子ども未来課へご連絡願います。
- Q. 現在妊娠しており令和5年4月に出産予定です。育児休業の後、令和5年11月に復職予定なのでそれに合わせて子どもを保育施設に入れたいのですが申し込みは可能ですか。
- A. 申込時に出生前であっても、令和5年度中に6か月児に達する予定であれば申し込み可能です。
申込書の入所希望日は、出産予定日の6か月以降になりますので、ご注意ください。また妊娠中であることを確認するため「母子手帳の写し」を必ず添付してください。（家庭的保育施設は8か月児から）

☆入所調整等について

- Q. 「保育の必要性の事由に該当する程度の高い」とは具体的にどのような状況をいいますか。
- A. 一般的に父母共働きまたはひとり親家庭で勤務時間の長い方の優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職中の方は優先度が低くなります。
それに加えて家族の状況、保育支援状況、家庭の経済状況などを考慮して審査します。
- Q. 第1希望の保育施設に入れなかった場合は、入所保留となりますか。
- A. 申込書の「第1～3希望」と「上記以外の施設」に施設名を記入してください。
第1希望の施設が定員の関係上入所できないときは、「第2・第3希望施設」や「上記以外の施設」で入所できる見込みがある場合、入所を調整します。
※町では1人でも多くの方が入所できるよう入所調整を行っていますが、第1希望のみの記入ですと調整ができませんのでなるべく他の施設も記入してください。

Q. 入所保留になったときはどうなりますか。

A. 年度途中で施設に空きが出て入所できる見込みとなった場合には、子ども未来課から直接保護者へご連絡のうえ入所のご意向を確認します。

申込書は令和5年度の年度末（令和6年3月末日）まで子ども未来課でお預かりします。

なお、令和4年度現在、待機となっている方が令和5年4月以降の入所を希望する場合は、新たに申し込みが必要ですので忘れずに行ってください。

☆保育料等について

Q. 保育料は、誰の市町村民税額で計算するのですか。

A. 保育料は、基本的に入所児童の父母の市町村民税額で計算されます。

ただし、同居（住民票上の世帯分離者を含む）の祖父母等が入所児童を扶養に取るなど家計の主宰者であることが認められる場合は祖父母が計算の対象となる場合があります。

また、離婚前提で別居中の場合でも、父（または母）の所得は原則算定対象となります。

Q. 兄弟姉妹がいると保育料は安くなりますか。

A. 保育料には多子軽減があります。

詳しくは入所案内12ページをご覧ください。

Q. 保育料はどのようにして納めるのでしょうか。

A. 保育料の納入は、公立・私立の保育所は亘理町に、認定こども園及び地域型保育施設は各施設へ納めて

いただきます。

保育所（園）の納入方法は、口座振替での納入になります。手続き方法については入所説明会にてご案内します。また、認定こども園及び地域型保育施設は、直接施設に納めることとなりますので、詳しくは施設へお問い合わせください。

☆その他

Q. 社会保障・税番号制度（マイナンバー）記入用紙は、必ず出さなくてはならないのですか。

A. 提出が必要となります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成28年1月に施行しました。子ども子育て支援制度においても保育施設の利用にあたってマイナンバーを確認することになっていきますので、必ず記入してください。 詳しくは、社会保障・税番号制度（マイナンバー）記入用紙をご覧ください。

Q. 幼稚園、認可外保育施設等を利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか。

A. 各施設へ直接お問い合わせください。

事前の申し込みや登録が必要になる場合がありますので、余裕を持ってお問い合わせください。

Q. 町外の保育所などへ入園させたいのですが可能でしょうか。

A. 市町村域をまたがった利用となる広域利用も可能です。

主に勤務先の事業所内保育や認定子ども園等の利用となりますが、その場合は事前に子ども未来課へご相談ください。※町外の施設が受入可能であっても施設の所在市区町村が広域利用を行っていない

場合は利用できません。